別紙1

平成19年度事務事業評価調書（継続用）

北広島市

整理番号	16-2	事務事業名	市民参加条例策定事業	作成部署	市民協働推進課	電話	内線636
事務区分	■自治事務　□法定受託事務	部長職名	三熊秀範	課長職名	菅原直臣	作成日	平成19年6月
事務事業開始年度	H17	根拠法令等					
〃 終了予定年度	H19						

1 計 画 （プラン）

上位施策との関連（総合計画での位置付け）	章	いきいきとした交流と連携のまち	（第 3 章）
	節	開かれた市政	（第 5 節）
	施策	市民との協働	（第 1 施策）
目 的（ここから成果指標を導きます）	対 象（誰、又は何を）	市民、職員	
	意 図（何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか）	市民参加条例は、生活者である市民の意向を市政に反映させ、まちづくりを行っていく仕組みとして策定するものです。そのため、市民が条例の意義を十分理解し、認識することが重要で、行政サイドだけで研究・検討して制定するのではなく、市民と協働して制定することが大切です。そのことから、全員公募市民による条例策定市民委員会を設置し、検討過程をすべて市民に公開しながら、アンケート、パブリックコメント、市広報紙、市HP等で情報提供や意見を募集し、幅広い市民論議を展開しながら条例素案を検討します。なお、条例素案完成後は、市で条例原案として整備を行い、市議会へ条例案として提案します。また、市民参加のより一層の推進のため、市民と行政がともに知恵を出し合い制定することが必要であり、庁内に推進会議、サポート会議を設置しながら市民委員会との連携を図ります。	
手 段（ここから活動指標を導きます）	市が行った（行う）事務事業の具体的な実施内容（※団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載）	18年度まで	■平成17年11月1日～30日：市民参加条例策定市民委員会委員の公募 ■市ホームページに市民参加条例策定市民委員会サイトを開設（平成18年3月10日） ■毎月、市民委員会を開催（原則、毎月第4日曜日） 平成17年度3回、平成18年度13回開催 ■ワーキングチーム会議、運営委員会の開催 ■アンケートの実施（平成18年9月） ■市民参加フォーラムの開催（平成18年10月29日）参加者140名 ■市民参加条例策定の活動を市民にPRするポスター、フォーラムブックレット作成、FMメイプル出演 ■庁内組織である、推進会議、サポート会議の開催 ■市民委員会会議録等の市民への情報提供（広報紙、市HP等）
		19年度	市民委員会からの報告書を基に、条例案を作成し市議会に上程します。 ■毎月、市民委員会を開催（原則、毎月第4日曜日）、ワーキングチーム会議、運営委員会の開催 ■市民委員会報告書の作成、パブリックコメントの実施 ■条例案の作成

2 実 施 （ドゥ）

【事業費の推移】

（単位：千円）

	区 分	17年度（決算）	18年度（決算）	19年度（予算）	20年度（予定）
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財		300		
	一般財源	321	780	2,280	
	①合 計	321	1,080	2,280	0
人 件 費（概算）	②人 数（年間）	0.20	1.50	1.50	
	③1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	④＝②×③	1,800	13,500	13,500	0
総 事 業 費 ①＋④		2,121	14,580	15,780	0

【事務事業を評価する指標（ものさし）】

	指 標 名	指 標 値				
		単位	17年度	18年度	19年度（目標）	20年度（目標）
活動指標（事務事業の活動量や実績）	① 市民委員会開催回数	回	3	13	10	
	② 市民委員出席延べ人数	人	58	216	166	
	③ 推進会議開催回数	回	0	10	12	
	④ サポート会議開催回数	回	0	1	10	
成果指標（目的の達成度を測るものさし）	① 市民委員出席率平均（%） 【指標の定義（算式等）】 活動指標②／活動指標①×20 ×100（代替指標）		96.7%	83.1%	83.0%	
	② 【指標の定義（算式等）】					

整理番号	16-2

3 評 価 （チェック）

チェック項目		評点	選択理由、説明等
妥当性	・市民や社会の要求に合致しているか。 ・上位施策を達成するために必要な事務事業か（目的妥当性の度合） ・行政が関与しなければならない事務事業か(公共性・公益性の度合）	4	市民参加条例は、生活者である市民の意向を市政に反映させ、まちづくりを行っていく仕組みとして策定するもので、公共が行う事業です。
有効性	・成果指標値から見て、目標の達成度はどの程度か（達成度合） ・目的を達成するための手段（実施方法）は有効か（手段有効度合）	4	市民参加条例の策定は、それ自体、市民参加を推進する第一歩としての意味を持ち、そのことから、全員が公募による市民委員会で条例素案の検討を進めており、市民と協働しての条例制定が出来ます。
効率性	・投入した予算や人員に見合った効果が得られているか（費用対効果の度合） ・効率的な方法で実施しているか（同じ経費でもっと効率的な方法はないか）	4	市民委員に対する報酬も年報酬とし、額的にも資料代程度と小額で、さらには、PRポスター、ブックレット等、全て自前で作成するなど、経費的には効率的です。
公平性	・受益者負担は適正か ・当該事業による利益が、特定の個人や団体に偏っていないか。	―	
評点区分	4 適切（十分） 3 概ね適切（十分） 2 改善の余地がある 1 不適切（不十分） ― 該当なし		

法律で実施が義務付けられている事務事業か	□有 ■無

民間活力の活用性評価（事業担当部局が評価）		
	□	民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。
	□	民間等での実施または市民等との協働が可能である。
	□	民間等で実施または協働して取り組むべきである。
	■	現在一部民間等で実施している。または市民等と協働して実施している。

4 総合判定と今後の方向性（アクション）

【外部評価】	
外部評価委員会の総合判定	□拡大重点化 □現状継続 □見直し □統合 □休・廃止 □終了
今後の方向性	

【1次評価】	今後の方向性（課題と解決方法等）
事務事業担当部局の総合判定 □拡大重点化 □現状継続 □見直し □統合 □休・廃止 ■終了	6月から市民委員会内に「報告書作成チーム」を設置し、条例素案内容を盛り込んだ報告書作成に着手するなど、市民委員の主体的取組を進める。当初の予定より期間が延びると予想されるが、条例制定に向けたプロセス自体が市民参加推進の重要な第一歩であるため、試行錯誤を重ねながら条例の検討を進める。

【2次評価】	今後の方向性
行財政構造改革推進本部の総合判定 □拡大重点化 □現状継続 □見直し □統合 □休・廃止 ■終了	条例策定事業としては終了に向かうが、条例策定後のチェック体制を、市民が参加する形で検討していく必要がある。

[※参考]	判 定	今後の方向性
前年度の2次評価	拡大重点化	市民意見を市政に反映させる仕組みとして、市民参加条例案の作成が待たれる。スケジュールに沿って着実に市民委員による協議を重ねていくことが期待され、市長への条例案提示に向け拡大重点化する。